

# 第1章

## 計画の基本的事項

計画策定の背景、計画の目的・位置付け、計画の期間と構成、対象とする環境の範囲、計画の推進主体と役割などについて示します。



# 第1節 計画策定の背景

## 1 計画策定までの経緯

### ①第1次計画の策定及び改訂

本市では、平成12年11月に制定された「三島市環境基本条例」の理念に基づき、平成14年3月に「三島市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。平成18年度には施策の進捗状況などを踏まえて見直しを行い、改訂版（以下「第1次計画・改訂版」という。）を策定しました。第1次計画及び第1次計画・改訂版では、望ましい環境像として「みんなで築く環境先進都市・三島～住む人に心地よく 訪れる人に温かいまち～」を設定し、その実現のために、「安全・安心なまちづくり（安全・安心）」、「循環型のまちづくり（循環）」、「自然と文化が調和したまちづくり（共生）」、「全員の参加と協働によるまちづくり（参加・協働）」の四つの基本方針を掲げ、それぞれの取り組みの方向に沿って、様々な環境施策に取り組んできました。

### ②第2次計画の策定及び改訂

第1次計画・改訂版に替わる新たな計画として「第2次三島市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を平成24年3月に策定しました。第2次計画では、「みんなで育て 未来へつなぐ環境先進都市・三島～人と自然にやさしいエコガーデンをめざして～」を望ましい環境像として掲げ、「エコガーデン・プロジェクト」「ボトムアップと協働による環境活動プロジェクト」などの戦略的プロジェクトを推進してきました。

この第2次計画の策定から5年が経過したことや、平成28年3月には「第4次三島市総合計画（後期基本計画）」が策定されたことから、社会情勢や環境の変化も踏まえつつ計画の改定を行いました。

第2次三島市環境基本計画（後期基本計画）の策定までの経緯

年月	内容
平成 12年 7月	ISO14001 認証取得
11月	三島市環境基本条例の制定（平成13年4月施行）
13年 3月	地球にやさしい率先行動計画の策定
14年 3月	三島市環境基本計画の策定
15年 3月	三島市自然環境基礎調査報告書のとりまとめ
16年 3月	三島市地域新エネルギービジョンの策定
18年 3月	三島市地域省エネルギービジョンの策定
8月	地球にやさしい率先行動計画 第2版の策定
19年 3月	三島市環境基本計画（改訂版）の策定
21年 7月	ISO14001 自己適合宣言へ移行
23年 3月	第4次三島市総合計画の策定
24年 3月	第2次三島市環境基本計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含む）の策定
26年 4月	独自EMSへ移行
28年 3月	第4次三島市総合計画（後期基本計画）の策定
29年 3月	第2次三島市環境基本計画（三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含む）（後期基本計画）の策定



## 2 計画策定の基本的な考え方

本計画を策定するに当たっての基本的な考え方は以下のとおりです。

### ①地球的な視野を持った計画

平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故は、エネルギーや環境問題に対する国民の価値観や意識に大きな影響を与えました。その後、平成24年4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、持続可能な社会を目指すために「自然共生社会」「循環型社会」「低炭素社会」に加え、これらの社会の基盤として「安全が確保される社会」が掲げられました。

本計画の策定に当たっては、これら四つの社会の実現を目指した内容としました。

### ②地球温暖化対策が主要テーマとなっている計画

第2次計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を環境基本計画の中に組み込み、効率的な運用を図ってきました。

その中で、平成27年11月には温室効果ガスを削減する新たな国際的枠組み「パリ協定」が採択され、政府はパリ協定に向けた国内の取り組みを計画的かつ総合的に推進するために、「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に閣議決定しました。

そこで本計画では、「地球温暖化対策計画」に即した地球温暖化対策を推進するため、削減目標や取り組み内容を見直すこととしました。

### ③総合計画や分野別計画を反映した計画

「第4次三島市総合計画（後期基本計画）」の策定を始め、「三島市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」「第2次三島市都市計画マスタープラン（改訂版）」など、第2次計画の策定後に見直しや新たに策定された分野別計画と連携した計画の見直しに努めました。

また、目標値も可能な限り総合計画や個別計画の目標値と整合させることを目指しました。

### ④計画全体の目標達成状況を評価できる計画

個別の目標値については、既に第1次計画の段階から設定してあり、進捗状況の点検をしてきましたが、第2次計画では計画全体の達成状況を評価するため、個別の目標値のほかに市民意識調査の満足率を総合指標として設定しました。本計画でも引き続き、個別目標や総合指標を設定し、計画の進捗管理を図ります。

### ⑤自然環境基礎調査結果を反映した計画

平成13・14年度、平成21・22年度及び平成23・24年度に三島市自然環境基礎調査を実施しました。この調査により、市内の自然環境や動植物などの基礎的な情報が収集・蓄積されています。本計画の「第7章 地域環境配慮指針」は、その成果を反映したものとなっています。

### ⑥協働の精神と環境保全活動を推進する実効性の高い計画

本計画は、望ましい環境像や基本方針の実現に向け、市民・事業者・市などすべての主体が連携・協働して取り組み、効果的に推進するべきものです。そこで、各主体の役割や取り組みを具体化し、更には協働の精神をもって地域の環境づくりを進める機運の醸成や活動を促進する実効性の高い計画となるように努めました。



## 第2節 基本的事項

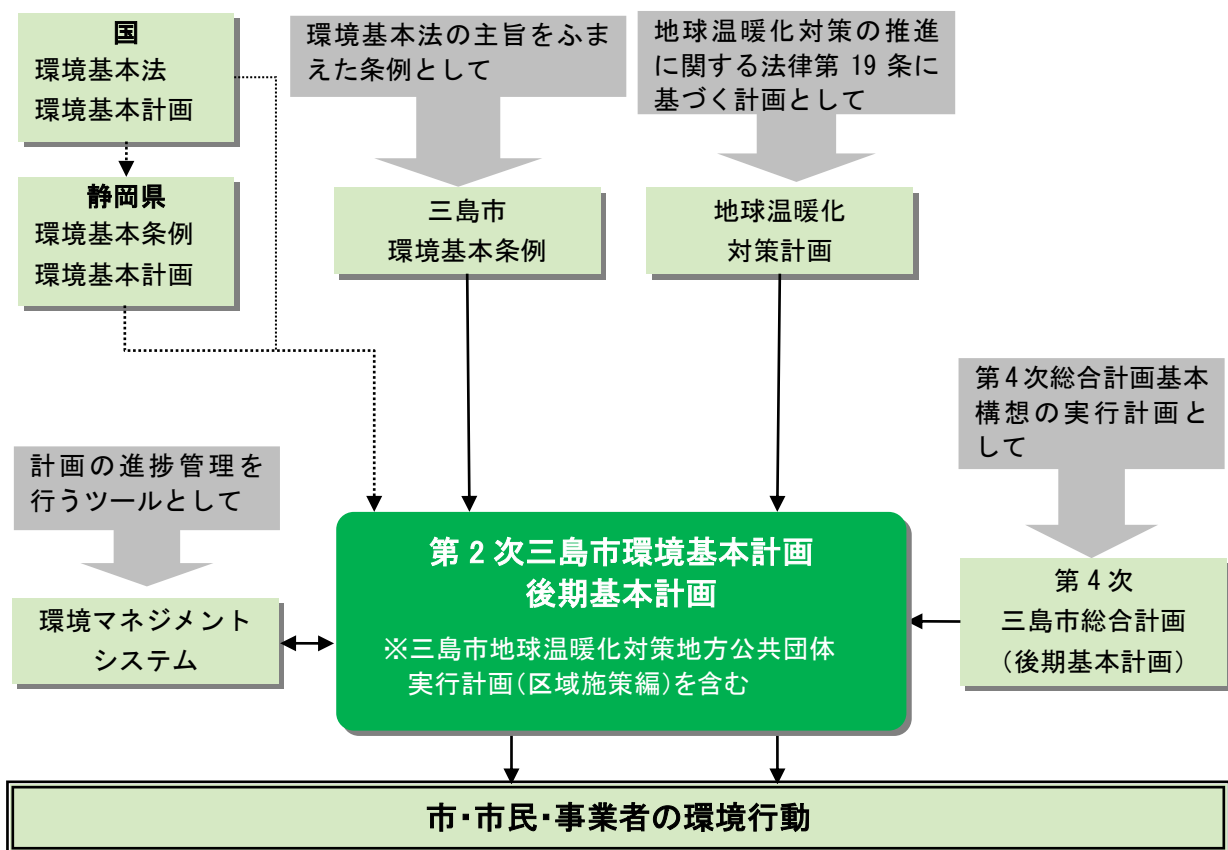
### 1 計画の目的・位置付け

本計画は、三島市環境基本条例第7条に規定された、「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として、市、事業者及び市民のすべてが、それぞれの立場で主体的に、かつ相互の協力と連携を図りながら、環境への負荷を低減していくためのものです。

また、「第4次三島市総合計画」の基本構想に掲げられている目指すべき将来都市像「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」を実現するために、環境施策を推進する役割も担っています。

更に、地球温暖化対策、省エネルギー・新エネルギー施策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を第6章として掲載しています。

なお、本市が進めている各種計画や事業などについては、相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画のビジョンを尊重していきます。



注) 本市の環境マネジメントシステムは小・中学校を含む本市のすべての施設を適用範囲として、常に環境活動を維持・発展させていく仕組みとなっています。第1次計画、第1次計画・改訂版と同様、本計画も環境マネジメントシステムにより進捗管理を行い、施策や活動の確実な実行を図るとともに、定期的な見直しにより計画の実効性を確保していきます。



## 2 計画の対象とする環境の範囲

本計画では、以下に示す環境を対象範囲とします。

計画の対象とする環境の範囲

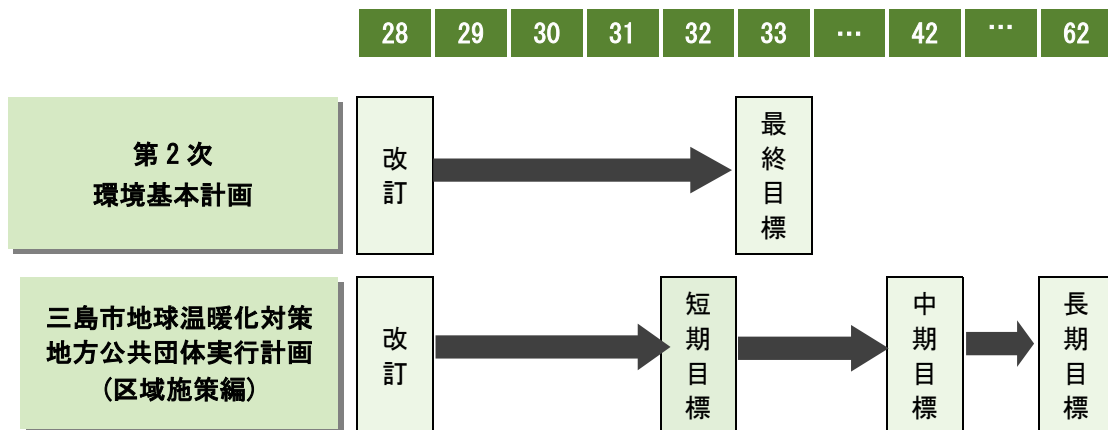
対象とする環境	構成要素
地球環境	地球温暖化、エネルギー、廃棄物 など
自然環境	湧水、地下水、河川、山林・農地・里地里山、動植物・生態系 など
生活環境	大気質、悪臭、騒音、振動、水質、土壌、有害物質 など
都市環境	公園、緑地、景観、眺望、文化財、旧跡、名勝 など

注1) エネルギーには「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」で指定された新エネルギーを含む。  
 ①太陽光発電 ②太陽熱利用 ③風力発電 ④雪氷熱利用 ⑤バイオマス発電 ⑥バイオマス熱利用  
 ⑦バイオマス燃料製造 ⑧温度差エネルギー ⑨地熱発電（バイナリ方式） ⑩小水力発電（1,000kW 以下のもの）

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、「三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」は、パリ協定で公表した温室効果ガスの削減目標を盛り込んでいる国の「地球温暖化対策計画」にあわせ、短期目標を平成32年度（2020年度）、中期目標を平成42年度（2030年度）、長期目標を平成62年度（2050年度）に設定します。



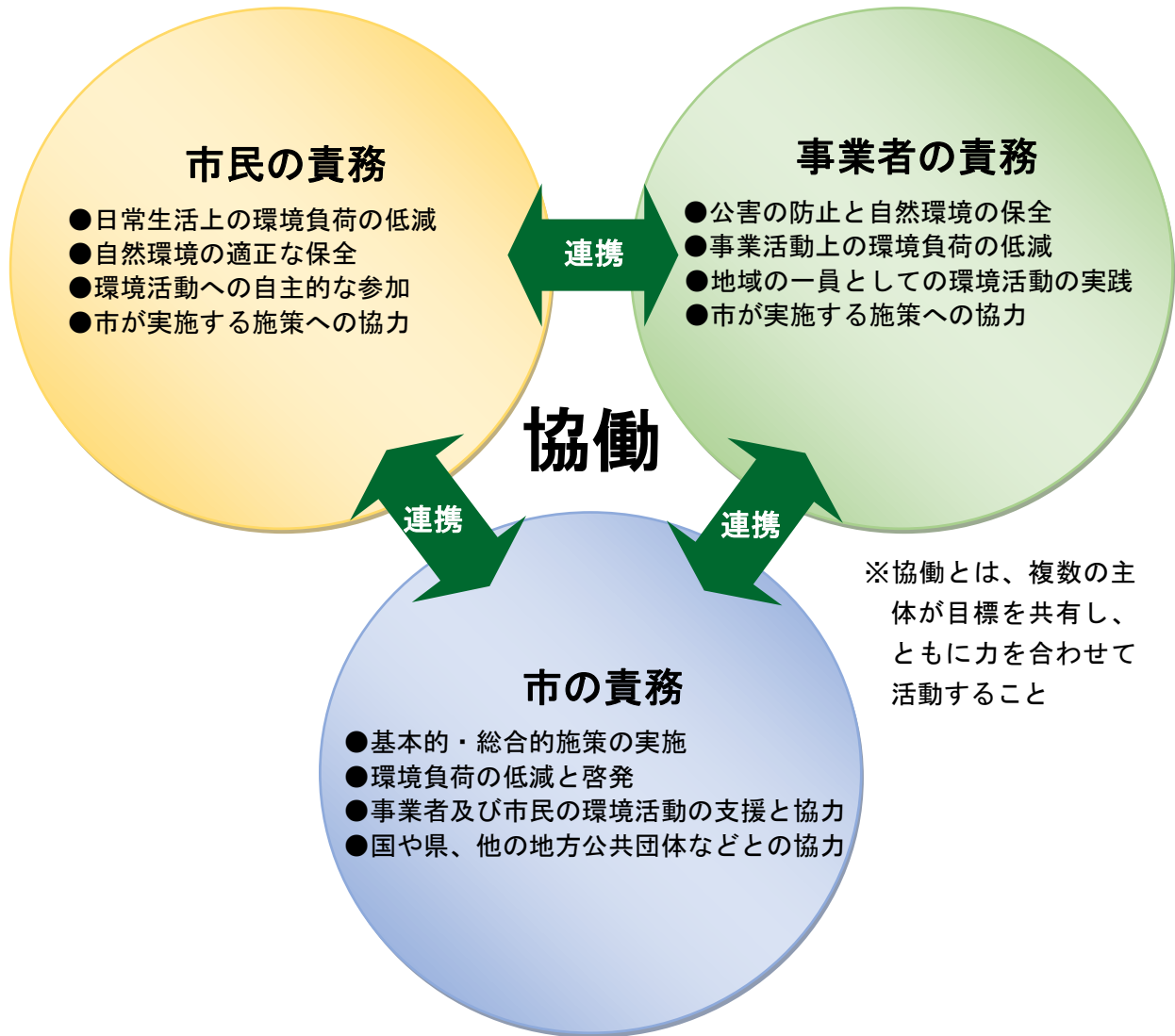
## 4 計画の対象地域

計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、地球温暖化や水資源などの課題については、必要に応じ広域的に対応します。



## 5 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市内で生活や事業を営むすべての市民、事業者及び市とします。各主体は、三島市環境基本条例に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向け、「協働」していく必要があります。



### 街中がせせらぎ事業における「協働」

「街中がせせらぎ事業」は、三島商工会議所が創立 50 周年の記念として平成 8 年に提唱した「街中がせせらぎビジョン」がきっかけで始まりました。この事業は、本市の中心市街地にある三嶋大社、楽寿園、源兵衛川などのアメニティ資源を活用し、それをネットワークする回遊ルートづくりを行うことで、「歩きたい街・住みたい街」を実現しようとするものです。市役所内の組織や市民レベルの意見交換、ワークショップといった手法により、実現性を重視して何十回と検討を重ねて構想が練られました。こうした経緯もあり、現在でも三島商工会議所を始め、多くの市民団体によるイベントの実施や清掃活動などの維持管理が自主的に行われています。このように、行政だけで事業を進めるのではなく、市民、市民団体、事業者、行政などが役割を分担し、協働で事業を進めていくことが持続的なまちづくりにつながります。



## 第3節 第2次計画の中間評価

### 1 低炭素・循環型社会に向けたまちづくり 【地球環境】

評価	数値目標	平成 22 年度	平成 27 年度		平成 28 年度
		【基準】	【実績】	【目標】	【中間目標】
▲	市全体からの温室効果ガス排出量	574.3 千 t-CO <sub>2</sub> (H20)	632.9 千 t-CO <sub>2</sub> (H24)	531.2 千 t-CO <sub>2</sub> 以下 (H24)	488.2 千 t-CO <sub>2</sub>
▲	市の事務事業からの温室効果ガス排出量	27.9 千 t-CO <sub>2</sub>	26.9 千 t-CO <sub>2</sub>	25.4 千 t-CO <sub>2</sub> 以下	23.7 千 t-CO <sub>2</sub>
○	新エネルギー導入件数	685 件	2,208 件	1,750 件以上	2,400 件
▲	コミュニティバスの年間利用者数	161,069 人	167,337 人	169,000 人以上	178,000 人
▲	ISO14001、エコアクション 21 認証取得事業所数	64 件	76 件	87 件以上	94 件
▲	市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	1,116g/人・日	1,009g/人・日	943g/人・日以下	943g/人・日
▲	一般廃棄物リサイクル率	16.4%	15.0%	25.0%以上	25.0%

注) 評価の○は平成 27 年度目標を達成、▲は平成 27 年度目標を非達成。

### 2 自然共生社会に向けたまちづくり 【自然環境】

評価	数値目標	平成 22 年度	平成 27 年度		平成 28 年度
		【基準】	【実績】	【目標】	【中間目標】
○	市民 1 人 1 日当たりの水道使用量	423 L	389 L	390 L 以下	387 L
○	雨水利用施設設置数	787 基	982 基	970 基以上	995 基
▲	市などが実施する間伐面積	1,420 ha	1,335 ha	1,560 ha 以上	1,600 ha
▲	農地利用集積面積	25 ha	61.2 ha	75 ha 以上	80 ha
▲	認定農業者数	118 人	110 人	116 人以上	123 人
▲	エコファーマー認定者数	45 人	32 人	37 人以上	55 人
○	自然環境基礎調査の河川調査距離	4,600 m	8,400 m	8,400m 以上	19,750 m
▲	箱根の里自然体験学習参加者数	2,802 人	2,713 人	2,900 人以上	2,900 人

注) 評価の○は平成 27 年度目標を達成、▲は平成 27 年度目標を非達成。



### 3 健康で安心して暮らせるまちづくり 【生活環境】

評価	数値目標	平成 22 年度	平成 27 年度		平成 28 年度
		【基準】	【実績】	【目標】	【中間目標】
○	大気汚染に係る環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
○	環境騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
○	大場川塚本橋のBOD年間平均値	1.2mg/L	1.1mg/L	1.2mg/L 以下	1.2 mg/L
○	公共下水道処理人口普及率	75.9%	81.6%	79.2%以上	79.5%
○	生活排水処理率	77.9%	84.1%	81.1%以上	81.6%
○	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100%	100%	100%	100%
▲	公害苦情件数	75 件	99 件	80 件以下	50 件

注) 評価の○は平成 27 年度目標を達成、▲は平成 27 年度目標を非達成。

### 4 快適な環境に向けたまちづくり 【快適環境】

評価	数値目標	平成 22 年度	平成 27 年度		平成 28 年度
		【基準】	【実績】	【目標】	【中間目標】
▲	都市公園の開設済み面積	36.3 ha	38.61 ha	42.5 ha 以上	47.5 ha
▲	1 人当たりの都市公園面積	3.3 m <sup>2</sup> /人	3.46 m <sup>2</sup> /人	4.0 m <sup>2</sup> /人以上	4.2 m <sup>2</sup> /人
○	楽寿園入園者数	258,209 人	281,509 人	275,000 人以上	285,000 人
▲	屋上・壁面緑化の補助面積	1,107.5 m <sup>2</sup>	1,148 m <sup>2</sup>	1,460 m <sup>2</sup> 以上	1,700 m <sup>2</sup>
○	「景観の美しさ」に関する市民の満足度	48.8%	55.2%	54.0%以上	55.0%
○	電線類地中化整備延長	2,200m	4,360m	4,180m以上	4,340m
○	指定文化財の件数	81 件	86 件	84 件以上	87 件
○	郷土資料館入館者数	47,363 人	59,395 人	57,000 人以上	60,000 人

注) 評価の○は平成 27 年度目標を達成、▲は平成 27 年度目標を非達成。

### 5 協働で進める環境づくり 【参加・協働】

評価	数値目標	平成 22 年度	平成 27 年度		平成 28 年度
		【基準】	【実績】	【目標】	【中間目標】
○	環境リーダー育成人数	1,215 人	1,594 人	1,572 人以上	1,647 人
○	河川清掃・環境講演会参加人数	910 人	1,630 人	1,000 人以上	1,000 人
▲	市 HP の環境情報 3 ヶ年平均アクセス件数	141,380 件	111,512 件	145,000 件以上	148,000 件

注) 評価の○は平成 27 年度目標を達成、▲は平成 27 年度目標を非達成。